

(以下、2020年2月5日 更新)

当社のアクション・プラン

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社は、「お客様本位の業務運営に関する方針」にもとづき、アクション・プランを下記のとおり定めました。

当社及びグループのガバナンス体制に基づき、当社のお客様である投資家に提供するプロダクト及びサービスがお客様に適合し、その最善の利益に資するものにするための努力を継続します。

当社のアクション・プランに対するKPI

上記アクション・プランを実行した結果、本方針に基づき、お客様本位のサービスがどのように向上したか、という点について評価を行い、KPIにつき公表していく予定です。現時点でのKPIは以下の通りです。

対応項目	具体的な対応策	KPI・進捗状況
弊社及び弊社グループで新商品をレビューする委員会を開催いたします。	弊社が新たなファンドを設定する/顧客に新たなサービスを提供する場合には、弊社内及びグループ内の委員会に諮問し、リスク、法務、規制、コンプライアンス等の各観点から検討をおこなった上で、ファンドの設定を承認するプロセスとしております。 承認されたファンドの設定に関しては、四半期に一度、弊社の委員会においてファンドの組成の状況を確認しています。 また、ファンドの設定後原則として6ヶ月後には、グループ内の委員会にかかる内部規程に基づきレビューが実施され、設定後に問題が無かったかどうか	既に対応済み(本方針を公表した2017年6月から現在まで実施)で、今後も確認状況について継続的に開示致します。

	の確認を行います。	
情報提供の一環として、弊社グループで作成したレポートをウェブサイト上に掲載いたします。	お客様の資産運用に資するための情報提供の一環として、弊社グループの運用プロフェッショナルが執筆したレポート（市場環境の分析、注目すべき産業界の動向の紹介、ESGをはじめとする企業評価・銘柄選定の視点に関する解説等）を弊社のウェブサイトに掲載しています。	既に対応済み(本方針を公表した2017年6月から現在まで実施)で、今後も確認状況について継続的に開示致します。
弊社グループが運用する株式の議決権行使結果をウェブサイトに掲載いたします。	情報提供の一環として、弊社グループが運用する日本株式および外国株式についての議決権行使結果を弊社のウェブサイトに掲載しています。	既に対応済み（2018年3月から現在まで実施）で、今後も確認状況について継続的に開示いたします。

参考:2017/6/21 策定

2020/2/5 改正

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社における お客様本位の業務運営に関する方針

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社(以下「モルガン・スタンレー」または「当社」といいます)は、お客様本位の業務運営に関する方針を以下のように定めました。当社は本方針に係る取組状況について定期的に公表すると共に、本方針についても定期的に見直しを行い、お客様本位のサービス提供のために不断の努力を行ってまいります。

1. 「顧客を第一に」の方針

モルガン・スタンレーでは、四つの企業指針「顧客を第一に」「卓越したアイデアで主導」「正しいことをする」「還元する」に則した企業文化を育み維持することに取り組んでおります。これらの企業指針の意味するところは、法令および社内規則の文言のみならずその精神に従って当社自らを律し、当社のビジネスを律するという、ならびに誠実に「一流のビジネスを、一流のやり方で」行うということです。当社の役職員は、お客様および社会に対して高度に倫理的な振る舞いをするという共通の責務を負っています。

正しいことをする

- ・誠実に行動する
- ・経営者の視点を持ち、長期的な株主価値を創出する
- ・「誠実さ」、「個性」、「多様性」を尊重し、評価する
- ・全ての従業員が一体感を感じる協調性のある職場の促進

顧客を第一に

- ・顧客の利益を最優先に
- ・全社一丸となって全てのお客様に最良のサービスを提供する
- ・顧客の声とニーズに耳を傾ける

卓越したアイデアで主導

- ・既成概念を打ち破り成功につなげる
- ・異なる視点を取り入れ、新たな見識を得る
- ・イノベーションを推進する
- ・常により良いものを追求する

還元する

- ・専門知識、時間、資金を通じて、地域社会に寛大な貢献をする
- ・他者の育成を通して、未来に向けて当社をより良い会社にする

「モルガン・スタンレー行為規範」については、[こちら](#)をご覧ください。

2. 利益相反の適切な管理に関する方針

「顧客を第一に」の企業指針に基づき、当社はおお客様の利益を最優先し、お客様と当社との間に生じうる利益相反を適切に管理します。従いまして、モルガン・スタンレーのグローバル・ポリシーにも定められております通り、当社の役職員は、自らの行為が利益相反を生じさせる、あるいは潜在的に利益相反のおそれがある、またはそのようにみなされる可能性について、慎重に対応いたします。

ビジネス上の利益相反は、モルガン・スタンレーとおお客様との間またはお客様相互間を含む様々な状況において生じる可能性があります。当社が現実のまたは潜在的な利益相反を認識するに至った場合、規制上の要件、モルガン・スタンレーの社内規則および手続に従い適切な措置

を講じます。当社は、社内規則および手続に従い、当社、当社のお客様または当社の役職員の間における現実のまたは潜在的な利益相反をもたらすおそれのあるビジネス行動やプラクティスを特定し、必要に応じて対処、開示または制約するものとします。

「モルガン・スタンレー行為規範」については、[こちら](#)をご参照下さい。

3. 金融商品・サービスの報酬および適用される手数料等の明確化に関する方針

当社は、当社に適用される法令および金融商品・サービスにかかる社内規則に則り、社内の委員会の承認に基づき、当社が設定する投資信託についての委託者報酬等および当社がお客様に提供する投資一任もしくは投資助言にかかるサービスについての運用報酬等を決定しています。委託者報酬等または運用報酬等は、対象となる運用手法の性質、運用対象資産の性質、市場実勢、ならびに商品スキームといった様々な要素を考慮したうえで、社内の委員会による厳正な審査を経て決定されます。

当社は、当社が設定する投資信託については、お客様が委託者報酬等を含む金融商品の条件について、当社から直接または当該投資信託の販売会社を務める他の金融商品取引業者を介して間接的に十分な情報提供を受けることができるよう、情報開示の強化・透明性の確保に努めてまいります。

当社は、当社の投資一任若しくは投資助言等のサービスに関する情報をお客様にご提供する際には、お客様が十分な情報に基づき当社との間の金融商品取引契約の締結について適切な判断を行っていただけるよう、当該サービスにかかる運用報酬等について説明を行います。

4. 重要な情報の分かりやすい提供に関する方針

当社がお客様に対して、当社設定の投資信託に関する重要な情報または当社の投資一任若しくは投資助言等のサービスに関する重要な情報を提供する際には、お客様にとって分かりやすい内容によってご提供するよう努めます。

当社設定の投資信託に関する情報提供においては、対象とする投資戦略の内容、投資にかかる条件、投資に伴うリスク等、お客様が十分な情報に基づき適切な投資判断を行うことができるよう、直接又は販売会社等を介した間接的な情報提供の強化・透明性の確保に努めて参ります。

また、お客様が十分な情報に基づき金融商品取引契約の締結を行うことができるように、金融商品取引契約の取引条件、内包されるリスクおよび関連する市場動向、ならびに、当社とお客様との間の現実のまたは潜在的な利益相反の可能性の有無等について、法令ならびに社内規則および手続に従って適切に説明を行います。

また、当社の関係会社が設定、運用もしくは助言の提供を行う海外籍ファンドの持分等の金融商品について、当社がお客様に対して取得の申込みの勧誘を行う際には、お客様が十分な情報に基づき適切な投資判断を行うことができるように、当該ファンドにかかる運用戦略の内容、投資にかかる条件、投資に内包されるリスクおよび関連する市場動向、ならびに、当社とお客様との間の現実のまたは潜在的な利益相反の可能性の有無等について、法令ならびに社内規則および手続に従って適切に説明を行います。

5. お客様にふさわしいサービスの提供に関する方針

当社は、以下の通り、お客様にふさわしい金融商品・サービスについて、適切な形で提供するよう努めます。

当社が新たに投資信託を開発・組成する際には、商品の性格を踏まえて、想定される投資家層の特性を理解した上でこれを行うこととします。

当社は、お客様の利益に即した資産運用を行うために、投資一任もしくは投資助言にかかるサービスをお客様に提供する際には、お客様の資金性格・属性等を十分把握し、お客様に適合した運用戦略及び条件を提案させていただき、お客様のために忠実に資産運用にかかるサービスを提供いたします。当社が新たに投資一任、投資助言等の金融商品取引契約をお客様と締結しようとする場合には、このような観点から、社内に設置された委員会において検討を行います。

また、当社の関係会社が設定、運用もしくは助言の提供を行う海外籍ファンドの持分等の金融商品について、当社がお客様に対して取得の申込みの勧誘を行う際には、当該金融商品の仕組み及び投資に伴う潜在的なリスクについて十分な分析を行ったうえで、そのような商品がふさわしいと認められるお客様に対してのみ勧誘を行います。

モルガン・スタンレーの「金融商品の販売等に係る勧誘方針概要」([こちら](#))も併せてご参照下さい。

6. 従業員に対する適切な研修および動機づけに関する方針

当社は最高水準の倫理的行動を行うことを目指しています。これは、当社に適用される法令の文言のみならず、その趣旨・精神に則した行動をするということを意味するものです。これらの原則は、モルガン・スタンレーの企業文化を象徴するものであり、「正しいことをする」および「顧客を第一に」という誓いを反映するものです。

社内規則および手続の遵守を促進するため、当社は全従業員を対象とした必須の研修を定期的を実施し、従業員の認識を高め、お客様の利益を最優先に行動すべきことを再認識させています。

モルガン・スタンレーの四つの企業指針および行為規範を含む社内規則への違反は、社内の懲戒処分の対象となる可能性があります。また、当社では、定期的にインセンティブ報酬プログラムの見直しを行っております。当社の従業員に対する業績評価および報酬決定の手続きは、各従業員による四つの企業指針および社内規則への遵守状況が評価され考慮されるよう設計されています。